

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する届出について

## 1 都道府県知事又は市町村長への届出について

### ① 介護職員処遇改善計画書

処遇改善加算等を取得しようとする介護サービス事業者等は、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに、当該介護サービス事業所等の指定等権者である県知事又は市町村長に提出するものとする。

### ② 介護職員処遇改善実績報告書

処遇改善加算を取得した介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出し、2年間保存することとする。

## 2 山陽小野田市の提出先

山陽小野田市福祉指導監査室

① メールアドレス：fukushi-kansa@city.sanyo-onoda.lg.jp

② 住 所：〒756-8601 山口県山陽小野田市日の出1丁目1番1号

## 3 山陽小野田市への提出方法

① メール（Excel形式）

② 窓口に持参

③ 郵送

福祉指導監査室

TEL 0836-82-1242

FAX 0836-83-9082